

事業者同士のビジネス連携組織

事業協同組合のご案内

その悩み、
協同組合でまるっと解決！

マンパワー不足で
仕事が回らない...

1社での
取り組みに
限界がある...

仲間との結束力が
今ひとつ足りない...

ブランド力を
つけたい...

経営規模が小さく
大きな案件が
受注できない...

山口県中小企業団体中央会

CHECK!

「事業協同組合」とは

事業者同士が連携し、共同事業の実施を通じてお互いのビジネスの活性化を図る法人組織です。同じニーズをもった事業者が集まれば比較的簡単に設立できます。

- 事業者4社以上が出資する法人組織
- 組合員にメリットが出る共同事業を実施
- 行政の認可法人で高い信頼性
- 公平な組織運営

こんな時代だからこそ
「連携の力」が生きてくる！
事業協同組合でビジネスを
前進させ、新たな可能性を
広げよう！



協同組合で課題を解決



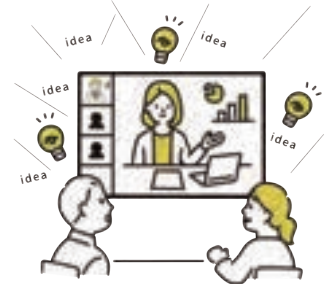
〔コスト削減〕

- ・最新設備を組合で共同購入してシェア
- ・まとめて大量購入し、仕入れ値引き下げ



〔営業チャンス増加〕

- ・団体でPRすることで受注機会の増加
- ・大型案件を受注できる
- ・得意な人がまとめて販売し効率化



〔新サービス開発〕

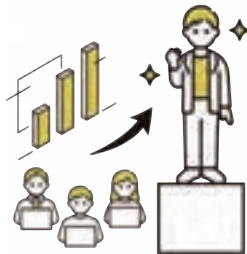
- ・足りない経営資源を補い合いノウハウを掛け合わせて新分野へ進出
- ・地域課題を解決するサービスを共同で実施

POINT



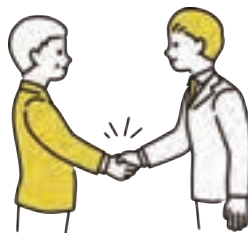
法人組織で連携力が高まり、1社だけでは困難な規模の活動が可能となる!

協同組合で価値を高める



〔ブランディング〕

- ・戦略的に結束することで付加価値向上
- ・統一ロゴなど組合でブランド管理
- ・地域団体商標の取得



〔交渉力アップ〕

- ・窓口を一本化することで取引先との交渉力が向上
- ・業界の声として行政等へ要望できる



〔自主基準を定める〕

- ・独自の品質保証・技術水準を定めることで差別化できる
- ・品質・性能検査し安心を担保

POINT



自分たちでブランドや価値をつくることができ、それを信用力のある認可法人として発信するため効果的!

協同組合のメリット

1社では出来ない規模の活動が可能となる



大きな規模の受注、コストダウンや生産効率の向上、ブランドの構築、宣伝、取引先との交渉や行政への要望など、1社だけではなしえない規模の活動が期待できます。自社、組合メンバーという2つの顔を持つことができます。

高い信用力



県知事等の行政庁の認可法人のため、設立直後から高い信用力があります。個人事業主の場合でも法人としてのメリットを享受できます。また、複数企業が集まる法人のため社会的な信頼性を得やすいです。

1 組合員 1 票で
公平な組織運営ができる



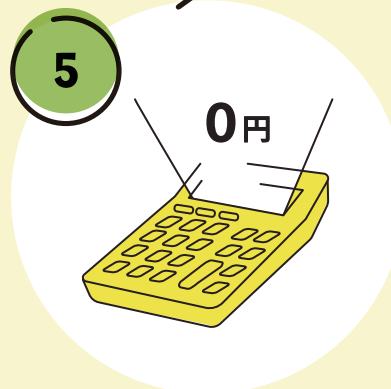
出資の多寡にかかわらず、議決権・選挙権は1組合員1票で平等です。事業者の規模は関係なく、フラットな関係性で法人としての決まり事を定め、公平な組織運営ができます。

加入・脱退が自由



組合への加入・脱退は自由で、メンバーの変更があっても組織を維持しやすいです。組合員となれない方には賛助会員として組合活動に参加頂くこともできます。

設立費用は 0 円



登記に対する登録免許税が非課税(0円)のため、初期費用の負担を抑えられ、スモールスタートが可能です。また、登記事項の変更も費用がかかりません。

株式会社に組織変更
できる



将来的に、組合に蓄積された研究開発の成果等の事業実績や資源・資産をそのまま会社に移行させ、事業を休止することなく株式会社へ組織変更できます。

7

税制上のメリット

協同組合には様々な税制上の優遇措置があります。

- ・ 法人税率の軽減
(年 800 万円以下の所得 15% 年 800 万円 超の所得 19%)
- ・ 事業利用分量配当の損金算入 / 賦課金の仮受金経理
- ・ 登録免許税は非課税 (組合の根拠法に基づく登記)
- ・ 組合が所有する事務所及び倉庫 (敷地は除く) は非課税
- ・ 定款、出資証券、受取書は非課税
(組合が組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書)

8

中央会という支援団体がある

中央会は組合支援を専門としています。行政庁への届出書類、会計、運営方法の相談など、あらゆる問題に手厚くサポートしますので安心です。
(設立後は中央会へご加入ください)



9

組合向けの補助が充実

取引力強化推進事業 補助金上限 50 万円 2/3 補助

小規模事業者が構成員の 1/2 以上であれば活用できる補助金で、HP やチラシの作成、ブランド構築が可能

中小企業組合等課題対応支援事業 補助金上限 2,000 万円～下限 100 万円 6/10 補助

設立1年以上の組合であれば活用できる補助金。市場調査、試作品の開発、展示会の出展、システム開発が可能

講習会の開催費用の補助

組合で実施する研修の開催費用を補助するメニューが充実

(例)
ふるさと萩食品協同組合



萩の魚を紹介する
パンフレットの作成

協同組合のルール

中小企業等協同組合法という法律に基づく法人で、株式会社等とは異なるルールが法律で定められています。

組合員の経済的利益を目的に活動する組織であり、組合自体の営利は追求しません。

基準

- (1) 相互扶助目的
組合は、組合員の相互扶助を目的とする
- (2) 加入・脱退の自由
組合への加入及び脱退は任意
- (3) 議決権・選挙権の平等
出資口数にかかわらず平等 (1 組合員 1 票)
- (4) 剰余金配当の基準
利用分量配当、出資配当 (年 1 割以内)

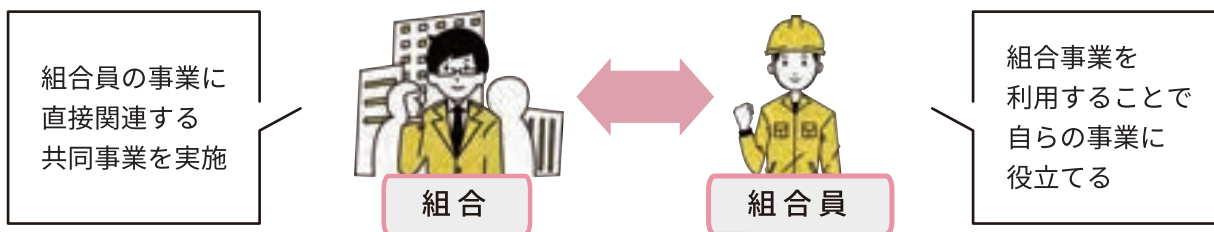
原則

- (1) 組合員への奉仕の原則
組合自体の利益追求ではなく、組合員に直接効果を与えることを目的とする
- (2) 政治的中立の原則
組合は、特定の政党の政治目的に利用してはならない

共同事業のパターン

協同組合で実施する事業は共同事業と呼ばれ、様々な種類があります。複数の事業を組み合わせることも可能です。ここでは代表的な3つをご紹介します。

共同事業のルール



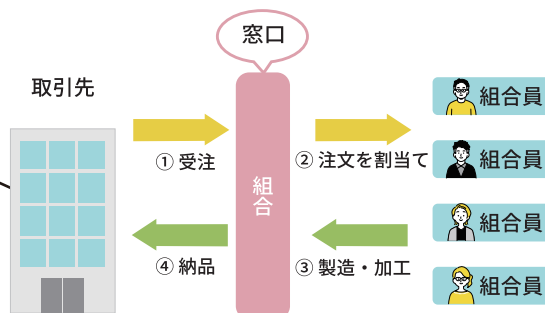
❌ 組合員の事業に直接関連しない事業（仕入先・売上先の両方に組合員が存在しない場合等）で儲けて利益分配することは組合の理念に反します。

1. 共同受注事業

組合が窓口（契約の主体）となって注文を受け、組合員に分担させ、または1組合員を選定して仕事を行い、組合が納品する事業。また、組合員に注文を斡旋する方法もある。官公需入札参加で特例を受けられる可能性がある「官公需適格組合」制度もある。

【メリット】

- 窓口が一カ所で楽。
- 代金決済の手間が省かれる。
- 大量注文が可能となる。



【効果】

- 大口案件や大型の工事等を受注できる。
- 受注の窓口を一本化することで取引条件の改善につながる。
- 組合が窓口となってPRすることで1社で活動するよりも受注の機会が増える

山口グルメメーカーリング協同組合

「山口県初キッチンカーの業界団体としてルールを守り安心安全な食をお届け」をコンセプトに、イベント出店の共同受注を実施。組合への出店依頼が増加し、出店場所の確保が可能となった。



やまぐち事業承継・M&A 協同組合

民間の事業承継・M&Aの専門家チーム（税理士・弁護士等の士業や経営コンサル）による組合。具体的には、啓発セミナー・コンサルティング業務の共同受注事業、組合員同士の教育情報事業を行っている。



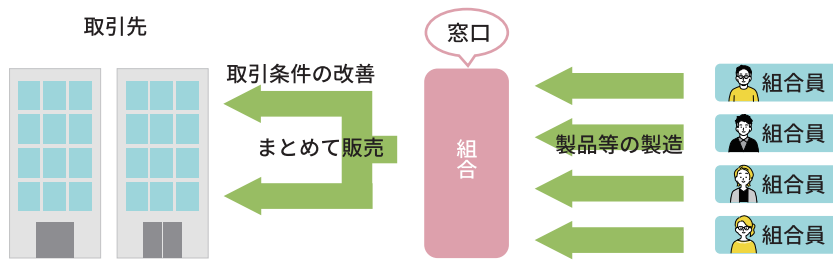
G workers net 協同組合

“G”は‘Great’そして‘Gutsy’ 大きくガッツのある協同組合をコンセプトに、建築工事等の共同受注を実施。具体的には、組合が受注し部材生産・建築・仕上げまでを組合員がチームで施工している。



2. 共同販売事業

組合員が製造・生産したものを組合がまとめて販売する事業。



【効果】

- 販売機会が増える
- 販売価格や決済条件等の取引条件が有利。
- 新規販路の拡大が図れる。

協同組合田布施地域交流館

組合員が生産した農産物等を販売する直営所を運営し、共同販売や宣伝、研修会など様々な事業活動を行っている。



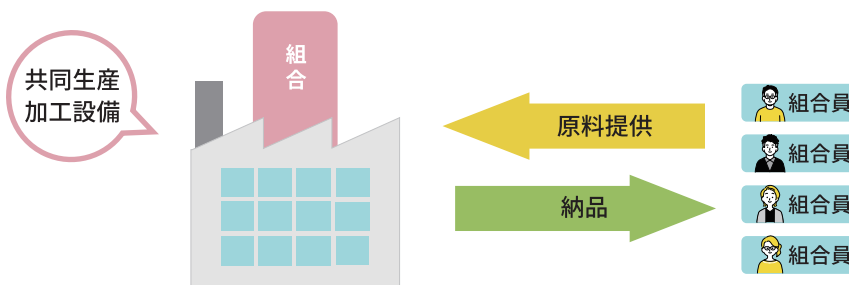
山口県コンクリート製品協同組合

組合員の取り扱うコンクリート製品を、組合を通じて工事施工会社等へまとめて販売することで、受注機会の拡大と品質の向上に繋がっている。



3. 共同生産・加工事業

個々の組合員では所有できない高額・新鋭設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業。



【効果】

- 原価の引き下げ
- 規格の統一
- 品質の向上
- 設備や仕事の効率化

萩酒米みがき協同組合

「萩阿武を日本一の地酒産地に」をコンセプトに、組合員（集落営農法人）が生産した酒米を組合所有のとう精工場で磨き、組合員（酒造会社）へ納品している。生産から醸造までを一元管理でき、萩・阿武地酒のブランド力強化に繋がっている。



このほか、以下のような共同事業があります。

共同購入事業

資材等を組合がまとめて購入し組合員に供給

共同宣伝事業

組合が中心となってブランド化を進める

市場開拓事業

展示会の開催・出店等

共同検査事業

組合員の製品、原材料の品質、性能を検査

人材養成事業

従業員や後継者を対象に計画的に研修

研究開発事業

新たな製品や技術開発等を共同研究

全国の協同組合の事例

キャンプに関わる異業種が連携

キャンプ沖縄事業協同組合

行政からの防災キャンプの受注、共同レンタル等の様々な事業を実施。組合を設立したことで受注窓口の一元化が図れ、行政への要望や環境保全、マナー啓蒙が可能となった。

【コンセプト】個々でなく組織として活動することで、キャンパーの存在価値を上げるとともに、組合員の生活を豊かにし、よりよい社会・環境を築く

【住所】沖縄県 【組合員の業種】異業種(キャンプに関わる様々な事業者)



理念を同じくする農業で連携

協同組合人田畑

農産物等の共同販売、販売促進を実施。それぞれが個人事業主として独自の販路を持ちながら、イベントや情報発信は共同で実施。組織内の責任と権限を明確にするため組合を設立。

【コンセプト】世界一おいしいごはんが食べられるNIIGATAをつくる

【住所】新潟県 【組合員の業種】農業



ふるさと納税出品事業者で連携

大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合

ふるさと納税事業に参画する地域の事業者が組合員となり、イベント出店やECサイトの運営等を行っている。地域内経済循環を目指したチャレンジも実施。

【コンセプト】「大崎を想う気持ち」「相互関係」を持続・発展させる

【住所】鹿児島県 【組合員の業種】異業種(食品製造、卸・小売)



障がい者自立支援のビジネスモデルに

協同組合レインボー・カフェ・プロジェクト

障がい者の自立支援のため、食品の加工・出荷・販売を手掛ける。障がい者支援施設や団体等による支援活動ではなく、協同組合による経済活動を通じて、障がい者の就労機会の確保並びに定着を目指すため組合を設立。

【コンセプト】障がい者・支援者・企業を結びつける虹のかけ橋コミュニティを目指して。

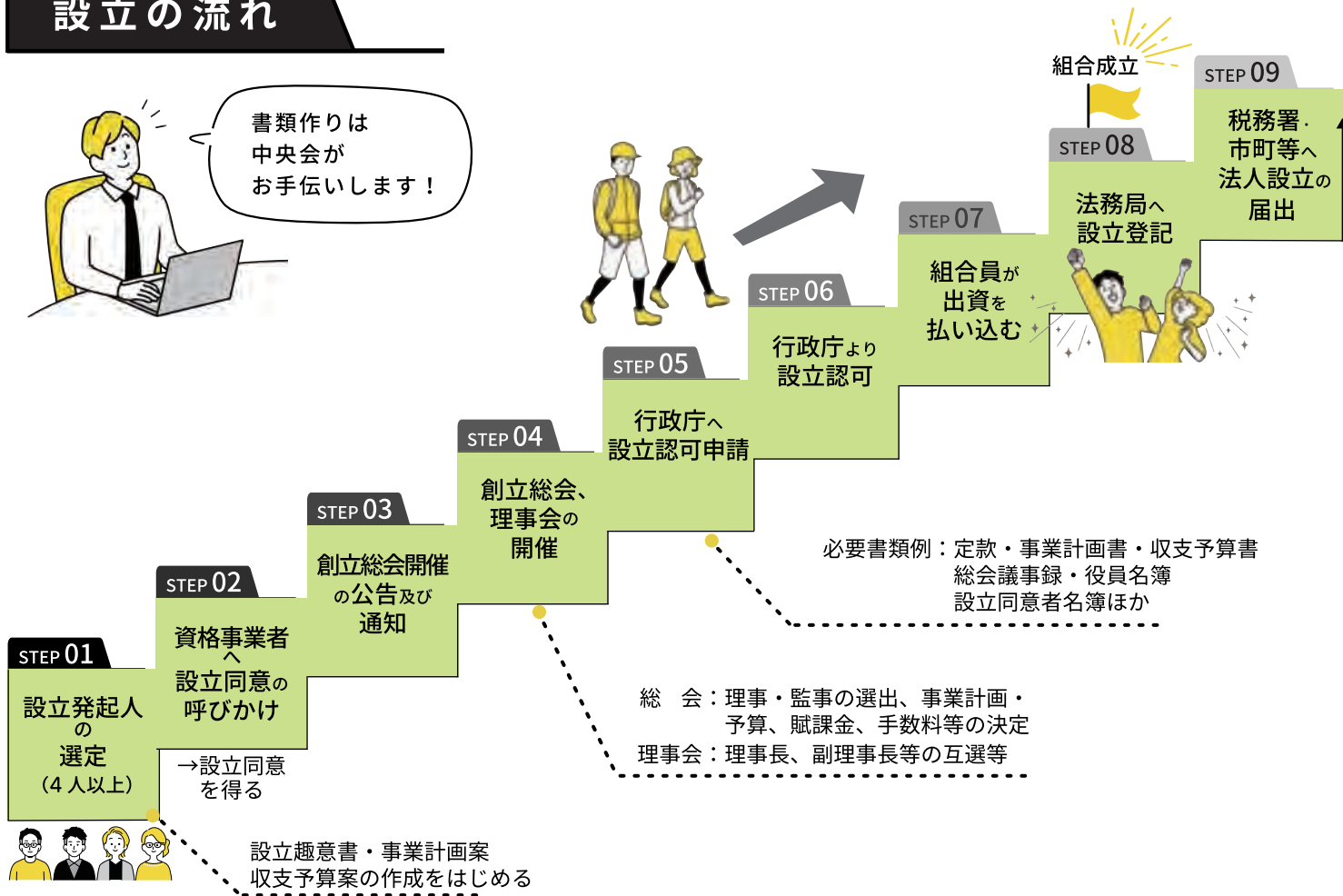
【住所】岡山県 【組合員の業種】異業種(医療、福祉事業所、一般企業)



設立の流れ

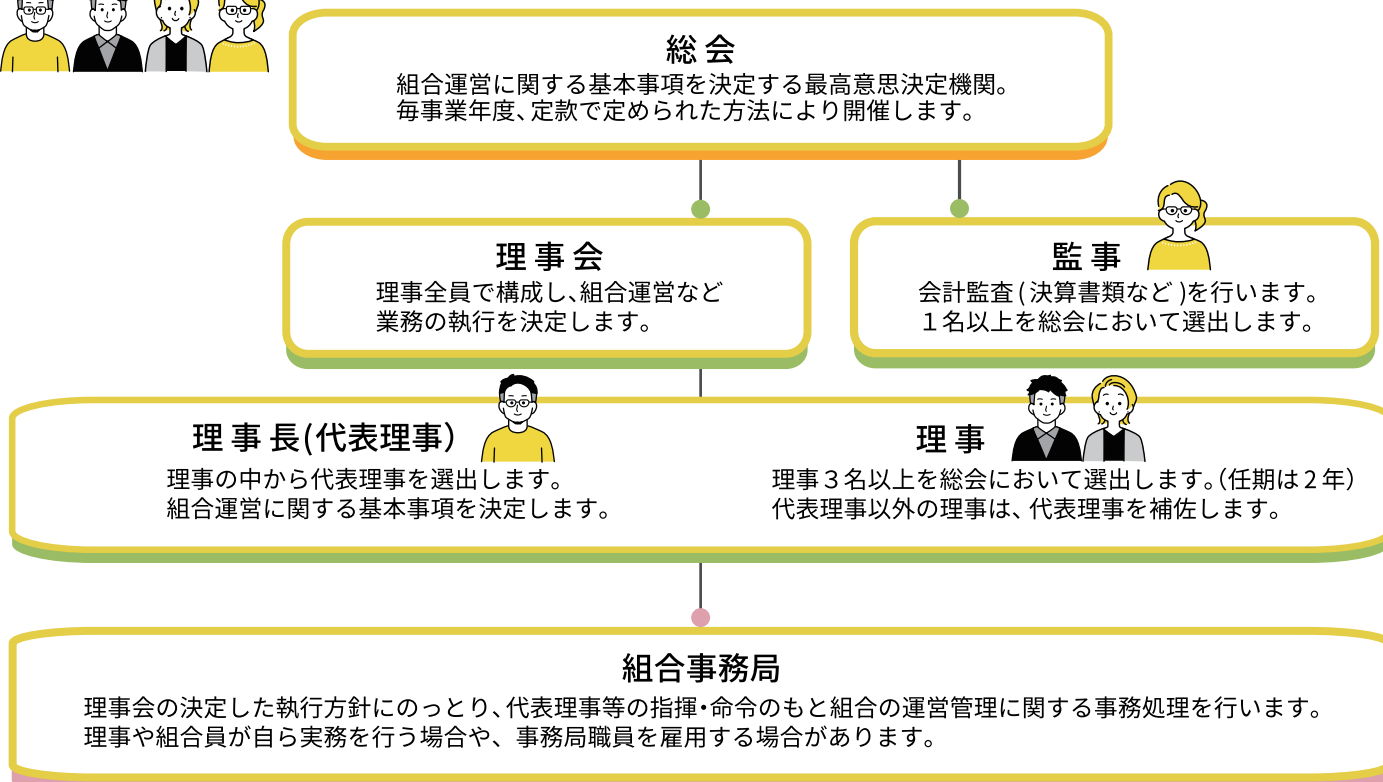


書類作りは
中央会が
お手伝いします！



組合の管理・運営

組合の運営や管理に関する基本的事項は、法律（中小企業等協同組合法）及び組合の定款に定められています。



他の法人組織

※事業者が複数者集まって法人を構成する場合を想定して記載しています。詳細は根拠法をよくご確認ください。

株式会社



特徴 利益追求ができ最も知名度が高い

所有者(出資者)と経営者が分離している。出資額の多い株主の声が優遇されるためスピーディーな意思決定がとれる。



向いているケース

とことん営利を追求したい/増資の可能性がある/資金調達方法の選択肢を広げたい



注意点

「稼ぐ」というイメージが先行するケースが多い、設立費用がかかる

合同会社



特徴 利益追求ができ設立費用が安い

出資者が経営に関する権限を持ち業務を執行する(所有者経営者が同一)。定款で機関設計や利益分配の比率を自由に決められる。社員全員が経営者という考え方で役員の概念がない。



向いているケース

資金はないが技術がある方・資金はあるが技術がない方による連携



注意点

社員(構成員)の加入脱退は手続きが煩雑、知名度がやや劣る

一般社団法人



特徴 多種多様な運営が可能

事業内容が制限されず、公益性の高い団体をつくることもできる。法人税法上も普通法人型/非営利法人型が選択できる。定款で機関設計等を自由に選択できる非営利法人



向いているケース

会員制の組織や団体を法人化する/協会が認定資格を付与・教育するような事業



注意点

社員(構成員)には持ち分がない(途中退社しても財産上の権利はない)、利益分配できない、中小企業向け支援施の対象とならない場合がある

NPO法人



特徴 社会貢献活動団体としての信頼性が高い

不特定かつ多数のもの利益になる社会貢献活動(20分野に限定)を行う非営利法人。主な資金源は会費、寄付金、助成金等となることが多い。



向いているケース

社会の課題解決のための社会起業を行いたい/賛同者からの寄付を募りたい(認定NPO法人となればみなし寄付金を行える)



注意点

賛同者が10人以上必要で設立に時間がかかる、活動内容に制限がある

企業組合



特徴 4人以上の個人で組織する組合

個人の経験やスキルを活かして事業に参加し、会社と同様に営利事業を行うことができる。個人(個人事業主)が集まって自らの働く場所を創造するための組織。1人1票で発言権は平等。



向いているケース

個人が集まって創業する/仲間とともに法人を設立したい/地域住民で社会課題を解決する団体を作りたい



注意点

基本的に個人が組合員となる(法人も特定組合員となれるがサポーターとしての意味合いが強い)、従事比率等の制限に注意が必要



Q.個人事業主が組合員となる場合、協同組合と企業組合はどう違うの？

【協同組合】

自社は今まで通りの活動を行い、「協同組合の組合員」という別の肩書を持つというイメージです。組合から受けた仕事は売上高、組合事務を引受けた場合は業務委託となる場合が多いです。(組合員にとっては事業収入となります)

【企業組合】

基本、自らが企業組合の一員となって事業を実施し、勤労の対価として給与所得を受け取ります(事業所得ではなく給与所得となります)。場合によっては社会保険・労働保険に加入することになります。原則、企業組合で行う事業と同様の仕事は自分自身では行えません。

他の法人組織との比較

| | 事業協同組合 | 企業組合 | 株式会社 | 合同会社 | 一般 社団法人 | NPO法人 | |
|--------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|---------|
| 根拠法 | 中小企業等 協同組合法 | 中小企業等 協同組合法 | 会社法 | | 一般社団法人 及び 一般財団法人に 関する法律 | 特定非営利活動 促進法 | |
| 設立主義 | 認可主義 (県知事等認可) | 認可主義 (県知事等認可) | 準則主義 | | 準則主義 | 認証主義 (県知事等認証) | |
| 設立要件 | 出資金 4社以上の事業者 (個人事業主含む) | 出資金 4人以上の個人 (個人事業主含む、 法人の参加可) | 資本金 1人以上 | 資本金 1人以上 | 2人以上 | 10人以上の社員 | |
| 行政の認可 | 必要 | 必要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 (認証は必要) | |
| 設立の流れ | 書類作成 創立総会・理事会 所管行政庁へ 設立認可申請 出資の払込 設立の登記 | 書類作成 創立総会・理事会 所管行政庁へ 設立認可申請 出資の払込 設立の登記 | 定款作成 定款認証 出資の払込 機関の設置 設立の登記 | 定款作成 出資の払込 設立の登記 | 定款作成 定款認証 設立時理事の選任等 設立の登記 | 書類作成 設立総会 所轄庁へ設立認証申請 縦覧 設立の登記 | |
| 設立費用 | 公証人による 定款認証、 印紙税 | 定款認証不要 印紙税不要 | 定款認証必要 (手数料3万~5万円) 印紙税4万円 (電子定款の場合は 不要) | 定款認証不要 印紙税4万円 (電子定款の場合は 不要) | 定款認証必要 (手数料5万円) 印紙税不要 | 定款認証不要 印紙税不要 | |
| | 登記の際の 登録免許税 | 非課税(0円) | 非課税(0円) | 最低15万円 | 最低6万円 | 6万円 | 非課税(0円) |
| | 合計費用 (目安) | 0円 | 0円 | 18万~24万円 | 6万~10万円 | 11万円 | 0円 |
| 構成員 となれる者 | 事業者 (法人、個人事業主) | 個人 (法人、個人事業主も 可能) | 個人、法人 | 個人、法人 | 個人、法人 | 個人、法人 | |
| 構成員の名称 | 組員 | 組員 | 株主 | 社員 | 社員 | 社員 | |
| 代表者の名称 | 代表理事 | 代表理事 | 代表取締役 | 代表社員 | 代表理事 | 代表理事 | |
| 構成員の権利 | 議決権 配当請求権 残余財産分配請求権 | 議決権 配当請求権 残余財産分配請求権 | 議決権 配当請求権 残余財産分配請求権 | 議決権 配当請求権 残余財産分配請求権 | 議決権 | 議決権 | |
| 議決権 | 1組員1票 | 1組員1票 | 1株1票 | 原則1株1票 | 原則1社員1票 | 原則1社員1票 | |
| 出資の必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 不要 (出資持分が 存在しない) | 不要 (出資持分が 存在しない) | |
| 配当 | 可能 利用分量配当及び 1割までの出資配当 | 可能 従事分量配当 及び2割までの 出資配当 | 可能 (出資配当) | 可能 (定款で自由に設定) | 不可 | 不可 | |
| 法人課税 | 法人課税 ※一部優遇措置 | 法人課税 | 法人課税 | 法人課税 | 選択制 【営利型は普通課税・ 非営利型は非課税 (収益事業は課税)】 | 非課税 (収益事業は課税) | |
| 変更登記 手数料 | 非課税(0円) | 非課税(0円) | 役員変更 (1万円~) | 社員変更 (1万円~) | 役員変更 (1万円~) | 非課税(0円) | |

比較しやすいように簡易に表示しております。詳細は根拠法をよくご確認ください。

山口県中小企業団体中央会とは？

中小企業の振興発展を図るため、中小企業の連携・組織化を支援する連携組織支援の専門機関です。

中央会は、中小企業等協同組合法に基づき、都道府県ごとに設置された公益性の高い特別法人で、行政や関係機関と連携し地域の中小企業の組織化促進と、その活性化に努めています。

■ 主な事業内容

- ✓ 組合の設立及び運営
- ✓ 中小企業の経営・労務・経理・税務・法務相談などの経営課題に対する支援
- ✓ 人材育成事業
- ✓ 組合等への調査・情報提供事業
- ✓ 中小企業振興対策の建議・陳情・請願

組合サポートメニュー

中央会は、中小企業組合等の支援を目的に活動していますので、設立前も設立後も手厚くサポートしています。

■ 組合設立前の支援

- ✓ 仲間集めの支援
- ✓ 事業計画の策定支援
- ✓ 設立に関する書類の作成サポート

■ 既存組合向け支援

- ✓ 運営や会計に関するアドバイス
- ✓ 講習会の開催・費用補助
- ✓ 組合特有の補助金申請支援

ご相談は無料です！

お気軽にご相談ください。



083-922-2606

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝日除く)



ycdc@axis.or.jp



山口県中小企業団体中央会



〒753-0074

山口県山口市中央4丁目5-16

山口県商工会館 6F



083-922-2606



083-925-1860



<http://axis.or.jp>



ycdc@axis.or.jp



ホームページ



公式 Facebook



公式 Instagram

山口県中央会

検索

map

